

# 高浜市第4期障がい福祉計画

<障害福祉サービスの見込量とその確保策>

平成27年度 → 平成29年度

平成27年3月



# 高浜市第4期障がい福祉計画

＜障害福祉サービスの見込量とその確保策＞

平成27年度  平成29年度

平成27年3月

## も く じ

I	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障害者総合支援法のサービス体系	5
3	計画の性格	6
4	基本的な考え方	7
II	基本指針に定める目標について	
1	国の基本指針	8
2	第4期計画の目標値	9
III	障害福祉サービスの見込量と確保策	
1	訪問系サービス	11
2	日中活動系サービス	14
3	居住系サービス	22
4	相談支援	24
IV	障がい児に対するサービスの見込量と確保策	
1	障がい児に対するサービスの概要	26
2	障害児通所支援	27
3	障害児相談支援	30
V	地域生活支援事業の見込量と確保策	
1	地域生活支援事業の概要	31
2	必須事業	32
3	任意事業	39
VI	計画の推進について	
1	計画の推進体制	42
2	計画の進捗管理	43
	資料	
	○用語解説	44

# I 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 障害者自立支援法の制定

平成15年度から導入された支援費制度は、想定を超える利用量の増加により財源不足に陥ったことや、各種サービスの提供や相談支援体制についての市町村格差が浮き彫りになってきました。また、精神障がいのある人は制度の対象になっていなかったこともあり、身体や知的障がいのある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されていました。さらに、利用者の入所期間の長期化等により、福祉施設の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援といった新たな課題への対応が求められていました。このような制度上の課題を解決するために、平成17年11月、障害者自立支援法が公布され、翌年4月に施行されました。

#### ■障害者自立支援法のポイント（障害保健福祉改革のポイント）

##### ① 障害福祉サービスの一元化

サービス提供主体が市町村に一元化され、障がいのある人の自立支援を目的とした福祉サービスは、障がいの種類にかかわらず、共通の制度により提供することとされました。

##### ② 障がいのある人がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした就労移行支援事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障がいのある人が企業等で働けるよう、福祉側から支援することとされました。

##### ③ 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障がい福祉に取り組み、障がいのある人が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制が緩和されました。

##### ④ 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準が透明化、明確化されました。

⑤ 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

障がいのある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量と所得に応じた公平な利用者負担が求められるようになりました。

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも、国が義務的に負担する仕組みに改められました。

障害者自立支援法では、以上の改正内容等を担保するために、市町村および都道府県に障害福祉計画の策定を義務づけています。

(2) 整備法等による障害者自立支援法の改正

平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）が公布されました。

■整備法による障害者自立支援法改正のポイント

① 利用者負担の見直し

利用者負担については、これまでの対策において軽減を図り、実質的に負担能力に応じた負担になっていましたが、そのことを法律上も明確化しました。

② 障がい者の範囲の見直し

発達障がいのある人が障害者自立支援法の障がい者の範囲に含まれることを明記しました。

③ 相談支援の充実等

- 地域における障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」を市町村等が設置することができることとしました。
- 「自立支援協議会」を法律上位置付けました。
- これまで補助事業として実施してきた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとしました。
- 支給決定のプロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、重度の障がいのある人等に限定されているサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大しました。
- 「成年後見制度利用支援事業」が地域生活支援事業の必須事業とされました。

④ グループホーム・ケアホームの利用助成

グループホーム・ケアホームを利用している障がいのある人の居住に要する費用の助成を行うこととしました。

⑤ 障害福祉サービスの見直し

重度の視覚障がいのある人（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う「同行援護」が障害福祉サービスに位置付けられ、障害福祉サービスに位置付けられていた「児童デイサービス」は、児童福祉法に基づく「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されることになりました。

(3) 障害者総合支援法への改正

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されました。この法律による主な改正点は、次のとおりです。

■障害者総合支援法のポイント

① 法律名の改正

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正しました。

② 障がい者の範囲の拡大

「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に難病患者等を加えました。

③ 障害支援区分の創設

「障害程度区分」については、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。

④ 重度訪問介護の対象者の拡大

重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障がいのある人および精神障がいのある人を加えました。

⑤ ケアホームのグループホームへの一元化

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

⑥ 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援は、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障がいのある人も対象とされました。

⑦ 地域生活支援事業への追加

地域生活支援事業に、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等を追加しました。

(4) 第4期計画策定の趣旨

本市においては、平成18年度に障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、必要な障害福祉サービスを確保するため、数値目標、サービスの見込量およびその確保方策を定める高浜市障がい福祉計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）を、平成20年度には高浜市第2期障がい福祉計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）、平成23年度には高浜市第3期障がい福祉計画（以下「第3期計画」という。計画期間：平成24年度～平成26年度）を策定しました。

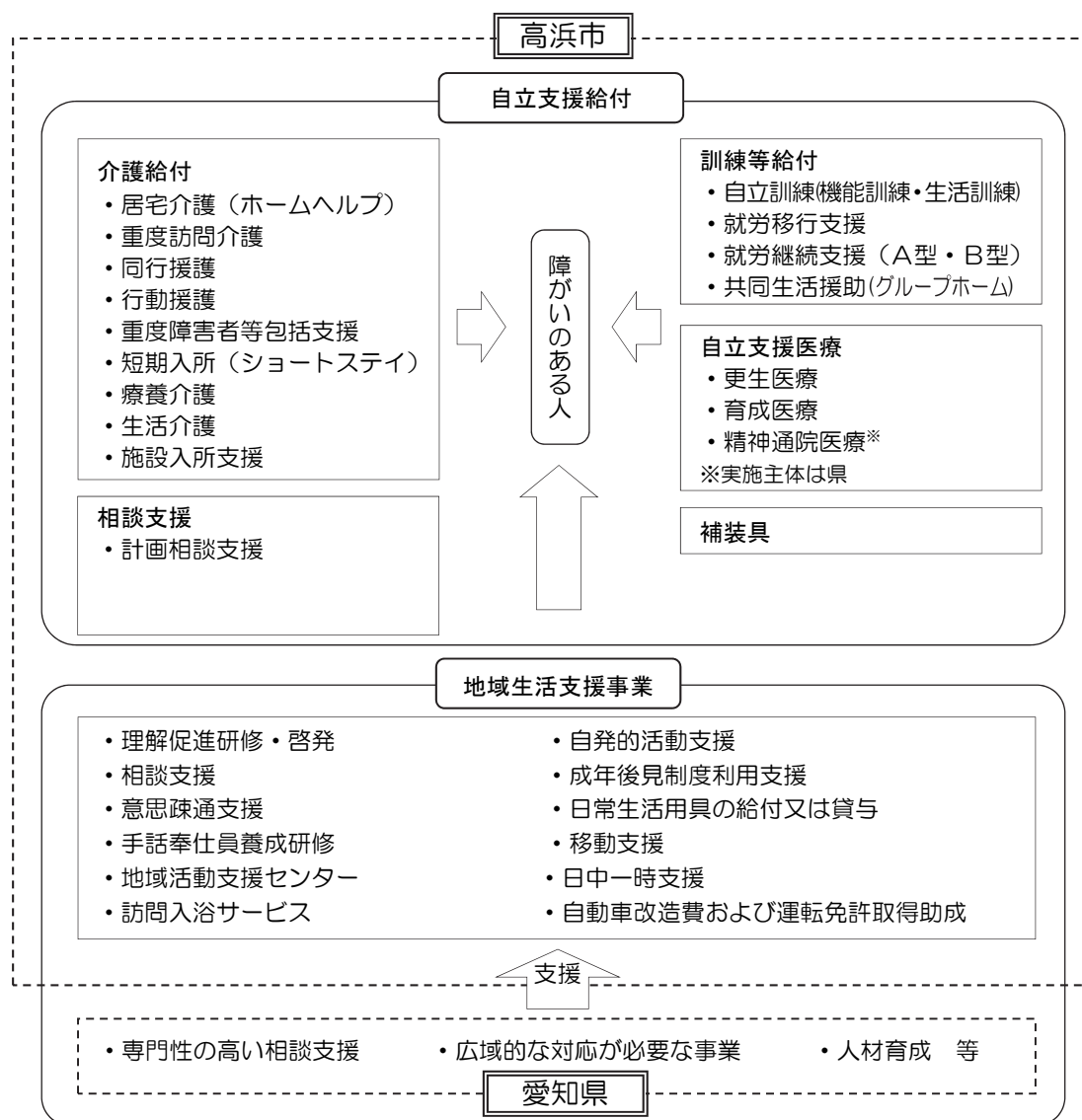
今回、障害者総合支援法に基づき、第3期計画の実績、障がいのある人のニーズ等を踏まえて、平成27年度～平成29年度を計画期間とする高浜市第4期障がい福祉計画（以下「第4期計画」という。）を策定しました。



## 2 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「グループホーム」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記13サービスの総称です。

＜障害者総合支援法のサービス体系＞



### 3 計画の性格

#### (1) 計画の位置づけ

- ① この計画は、障害者総合支援法第88条に定める障害福祉計画であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）に即して策定しました。
- ② この計画は、「高浜市障がい者福祉計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しています。

#### (2) 計画の範囲

- ① この計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含みます）および難病患者等です。
- ② この計画の対象地域は高浜市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）に属する市（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市）と連携しながら推進します。

#### (3) 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間とします。

<計画の期間>

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第1期 障がい福祉計画			第2期 障がい福祉計画			第3期 障がい福祉計画			第4期 障がい福祉計画		

#### (4) 数値目標

本計画においては、平成29年度を目標年度と位置づけ、本市の障害福祉サービス等が障がいのある人のニーズに応じて、目標年度において達成すべきサービス提供量や計画達成の指標などを数値目標として設定しました。

## 4 基本的な考え方

---

すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念と、『第6次高浜市総合計画』の目指すべき将来都市像である「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかしま」と、福祉・健康分野の個別目標である「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」を踏まえ、次の点に配慮して、計画を策定します。

### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備に努めます。

### (2) 障がいの種別や地域におけるサービス格差の解消

障害福祉サービスは、身体障がい、知的障がい害および精神障がい並びに難病患者等という障がい種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを受けることができるサービス提供体制の充実に努めます。

### (3) 地域生活移行や就労支援など個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現する必要があります。そのため地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での安心な暮らしを担保し、自立を希望する人に対する支援等を進めるため、広域的な視点で検討を進めます。また、相談支援の充実に図り、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を推進していきます。

## Ⅱ 基本指針に定める目標について

### 1 国の基本指針

国の基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、平成29年度を目標年度として、次の項目について数値目標の設定を求めています。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成25年度末の施設入所者の12%以上が地域生活に移行することを目指します。
- ② 平成25年度末の施設入所者数を4%以上削減することを基本とします。

(注) 1 障がい福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する人および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。  
2 地域生活への移行とは、グループホーム、一般住宅等への移行を指します。

#### (2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいいます）について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます）を通じて、一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とします。
- ② 就労移行支援事業の利用者は、平成25年度末の6割以上増加することを目指します。
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。  
2 福祉施設とは、次のサービスを提供する施設をいいます。  
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

## 2 第4期計画の目標値

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、住民主体のインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めていきます。

■平成29年度末までに、平成25年度末施設入所者数25人のうち、3人（12.0%）が地域での生活に移行するものとします。

■平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者25人から1人（4.0%）減少した24人とします。

図表2-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数	25人	平成25年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	3人	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減見込	1人	平成29年度末段階での削減見込数

※平成26年12月31日現在、施設入所者数は23人であり、第3期計画における平成26年度の施設入所者数目標（23人）を達成しています。

### (2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、平成29年度末までに、圏域内の複数の機関において、分担してその機能を担う平面的な整備を検討していきます。

図表2-2 地域生活支援拠点等の整備目標

区 分	目標数値	考え方
地域生活支援拠点	1か所	平成29年度末までに圏域内の市町と連携して整備

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、11人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障がいのある人の一般就労は広がりません。障がいのある人の一般就労への移行を支援するため、障がいのある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

図表 2-3 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	目標数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	11人	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

#### ② 就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業の利用者は、平成29年度末までに24人を目指します。

図表 2-4 就労移行支援事業の目標利用者数

項目	目標数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	33人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	24人 (0.73倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

※国の基本指針では、平成25年度末の6割以上増加することを目指していますが、本市においては、市内事業所の事業内容の変更（定員減）に伴い、平成26年4月1日現在の市内就労移行支援事業所定員の15人をもとに、目標を24人と設定しました。

#### ③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

### Ⅲ 障害福祉サービスの見込量と確保策

#### 1 訪問系サービス

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを提供します。訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

**居宅介護** 障がいのある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

**重度訪問介護** 重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

**同行援護** 視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

**行動援護** 重度の知的障がいのある人又は重度の精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービスです。

**重度障害者等包括支援** 常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

#### 【これまでの実績】

本市において訪問系サービスは、居宅介護を中心に利用されています。

居宅介護の利用実績をみると、第2期の平成23年度までは、利用人数、利用時間ともに、計画値を大幅に超えて右肩上がりに増加していましたが、制度の浸透が進んだことにより、第3期からは大幅な伸びはみられません。潜在的なニーズは概ね顕在化してきたと考えられますが、今後、精神障がいのある人の増加や、1人あたりの平均利用時間の増加などにより、利用量が増加する可能性もあります。平成23年10月から、地域生活支援事業として位置づけられていた移動支援が介護給付に移行し同行援護となりました。視覚障がいのある人の社会参加の支援として利用人数、利用時間ともに増加傾向を示しています。

図表 3-1 訪問系サービスの計画と実績

区 分	単 位	第 2 期			第 3 期			
		平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度 (見込)	
訪 問 系 サ ー ビ ス 合 計	計 画	時間/月	459	473	502	1,049	1,092	1,136
		人	22	25	33	36	39	42
	実 績	時間/月	725	815	1,033	1,047	1,003	1,023
		人	39	49	54	62	63	62
	対計画比	%	158.0	172.3	205.8	99.8	91.8	90.1
居 宅 介 護	計 画	時間/月	274	288	303	848	891	935
		人	21	24	32	35	38	41
	実 績	時間/月	540	647	845	944	974	976
		人	37	47	52	59	60	59
	対計画比	%	197.1	224.7	278.9	111.3	109.3	104.4
	1人平均利用時間	時間	14.6	13.8	16.3	16.0	16.2	16.5
事業所数	か所	5	7	8	9	10	—	
重 度 訪 問 介 護	計 画	時間/月	185	185	185	201	201	201
		人	1	1	1	1	1	1
	実 績	時間/月	185	168	188	98.7	0	0
		人	2	2	2	2	0	0
	対計画比	%	100.0	90.8	101.6	49.1	0.0	0.0
1人平均利用時間	時間	92.5	84.0	94.0	49.4	—	—	
事業所数	か所	2	2	2	2	—	—	
同 行 援 護	計 画	時間/月				0	0	0
		人				0	0	0
	実 績	時間/月			0	4	29	47
		人			0	1	3	3
	対計画比	%				—	—	—
1人平均利用時間	時間			0	4	9.7	15.7	
事業所数	か所			—	1	1	—	
行 動 援 護	計 画	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実 績	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	対計画比	%	—	—	—	—	—	—
1人平均利用時間	時間	—	—	—	—	—	—	
事業所数	か所	—	—	—	—	—	—	
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	計 画	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実 績	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	対計画比	%	—	—	—	—	—	—
1人平均利用時間	時間	—	—	—	—	—	—	
事業所数	か所	—	—	—	—	—	—	

(注) 各区年度の実績は1か月あたりの平均



### 【サービス量の見込み】

訪問系サービスの量の見込みは、これまでの利用実績を参考に次のとおりとしました。重度訪問介護については、利用者の範囲の拡大、介護者の高齢化などを考慮し見込みました。

図表 3-2 訪問系サービスの見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
延利用量（時間／月）		1,218	1,367	1,529	
利用者数（人）		68	73	78	
内 訳	居宅介護	延利用量（時間／月）	1,003	1,052	1,124
		利用者数（人）	62	65	69
	重度訪問 介護	延利用量（時間／月）	180	270	360
		利用者数（人）	2	3	4
	同行援護	延利用量（時間／月）	30	40	40
		利用者数（人）	3	4	4
	行動援護	延利用量（時間／月）	5	5	5
		利用者数（人）	1	1	1
	重度障害 者等包括 支援	延利用量（時間／月）	0	0	0
		利用者数（人）	0	0	0

### 【サービス量の確保策】

高齢化の進展により、障がいのあるひとり暮らしの人や、障がいのある人と高齢者の世帯などが増加しつつあり、訪問系サービスのニーズは高まると考えられます。こうした動向を的確にとらえ必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。また、市内事業者を中心に効率的なサービスの提供や従事者の確保を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障がいのある人に対するサービスが提供できるよう調整するなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。

## 2 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護および短期入所で提供されるサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

### (1) 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。通所者と施設入所の多くが日中活動として利用しています。

#### 【これまでの実績】

生活介護は、施設の新体系への移行に伴い、利用者数、利用時間ともに増加傾向を示しています。平成23年度に計画値を大幅に下回っていますが、これは見込んでいた施設の新体系への移行が若干遅くなったためと考えられます。したがって、平成24年度以降は利用量が大幅に増加しています。なお、1人あたりの平均利用日数が増加傾向にあり、今後、さらに利用量が増える可能性があります。

図表3-3 生活介護の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
計 画	人日／月	426	516	1,295	1,666	1,688	1,688
	人	26	30	66	81	82	82
実 績	人日／月	428	520	625	1,423	1,471	1,460
	人	29	36	45	90	82	77
対計画比	%	100.5	100.8	48.3	85.4	87.1	86.5
1人平均利用日数	人日	14.8	14.4	13.9	15.8	17.9	19.0
事業所数	か所	11	13	18	24	23	—

（注）各区年度の実績は1か月あたりの平均

#### 【サービス量の見込み】

生活介護の利用者数は、これまでの実績などを勘案して推計しました。

図表3-4 生活介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数（日／月）	1,548	1,584	1,620
利用者数（人）	79	81	83

### 【サービス量の確保策】

市内の事業者を中心としてサービスは確保できると考えます。

### (2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。

### 【これまでの実績】

身体障がいのある人に、一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行う自立訓練（機能訓練）は、平成22年度までは1人の利用実績がありましたが、以降利用実績はありません。市内に提供事業所はありません。

図表 3-5 自立訓練（機能訓練）の計画と実績

区 分	単 位	第 2 期			第 3 期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
計 画	人日／月	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
実 績	人日／月	2	1	0	0	0	0
	人	1	1	0	0	0	0
対計画比	%	—	—	—	—	—	—
1人平均利用日数	人日	2.0	1.0	—	—	—	—
事業所数	か所	1	1	—	—	—	—

（注）各区年度の実績は1か月あたりの平均

### 【サービス量の見込み】

自立訓練（機能訓練）の利用者数は、これまでの利用実績を参考に、特別支援学校卒業生など新規利用者を考慮し推計しました。

図表 3-6 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数（日／月）	20	20	20
利用者数（人）	1	1	1

### 【サービス量の確保策】

既存の事業者との連携によりサービスは確保できると考えます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人等のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。

【これまでの実績】

自立訓練（生活訓練）については、機能訓練と同様に平成23年度以降利用実績がありません。市内に提供事業所はありません。

図表3-7 自立訓練（生活訓練）の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
計 画	人日／月	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
実 績	人日／月	22	2	0	0	0	0
	人	1	1	0	0	0	0
対計画比	%	—	—	—	—	—	—
1人平均利用日数	人日	22.0	2.0	—	—	—	—
事業所数	か所	1	1	—	—	—	—

（注）各区年度の実績は1か月あたりの平均

【サービス量の見込み】

第3期において利用実績はありませんが、精神科病院退院者、特別支援学校卒業者を考慮して、次のとおりとしました。

図表3-8 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数（日／月）	20	20	20
利用者数（人）	1	1	1

【サービス量の確保策】

既存の事業者との連携によりサービスは確保できると考えます。

(4) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間とされています。

【これまでの実績】

就労移行支援については、事業所の新体系への移行に伴い、平成24年度に利用量の増加がありました。市内では2か所の事業所がサービスの提供を行っています。

2事業所ともに平成24年10月以降相次いで定員の見直しを行ったため、平成27年度以降は実績人数の減少が見込まれますが、定員数を少なくすることで一層丁寧な支援を行うことが可能になりました。

図表 3-9 就労移行支援の計画と実績

区 分	単 位	第 2 期			第 3 期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
計 画	人日/月	247	196	240	588	588	588
	人	16	10	19	33	33	33
実 績	人日/月	199	155	108	551	537	537
	人	23	21	17	33	33	26
対計画比	%	80.6	79.1	45.0	93.7	91.3	91.3
1人平均利用日数	人日	8.7	7.4	6.4	16.7	16.3	20.7
事業所数	か所	1	1	1	4	4	—

(注) 各区年度の実績は1か月あたりの平均

【サービス量の見込み】

国の基本指針においては、平成29年度中に一般就労に移行する人を平成24年度実績の2倍以上にするとしていますが、市内外の事業所利用者、特別支援学校卒業生、精神科病院退院者等の見込み、事業所定員数などを勘案し、次のとおりとしました。

図表 3-10 就労移行支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数(日/月)	307	410	492
利用者数(人)	16	20	24

【サービス量の確保策】

特別支援学校卒業生などのニーズに対応できるサービス利用量の確保は、既存の事業者との連携により確保は可能と考えます。なお、特別支援学校をはじめ教育関係者、サー

ピス提供事業所、行政の三者が情報を共有し、特別支援学校卒業者の将来における地域での自立を前提に、当該事業が効果的に提供できるよう支援していきます。

(5) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

【これまでの実績】

就労継続支援A型については、平成21年度と平成24年度に各1か所、市内に提供事業所が整備されたことに伴い利用量が大幅に増加しました。

障がいのある人が所得を確保し、地域共生という意味でも重要なサービスであり、今後、特別支援学校卒業生や就労継続支援B型から移行する人などのニーズを考慮し、市内における事業の展開を考えていく必要があります。

図表3-11 就労継続支援（A型）の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
計 画	人日/月	19	19	19	208	208	208
	人	1	1	1	10	10	10
実 績	人日/月	21	110	203	334	419	435
	人	2	8	17	25	31	21
対計画比	%	110.5	578.9	1068.4	160.6	201.4	209.1
1人平均利用日数	人日	10.5	13.8	11.9	13.4	13.5	20.7
事業所数	か所	2	2	3	4	7	—

（注）各区年度の実績は1か月あたりの平均

【サービス量の見込み】

これまでの利用実績を参考に、本市の福祉施設の利用者、特別支援学校卒業生、精神科病院退院者等を勘案して、次のとおりとしました。

図表3-12 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数（日/月）	620	660	700
利用者数（人）	31	33	35

【サービス量の確保策】

既存の事業者等との連携によりサービスは確保できると考えます。

(6) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

【これまでの実績】

就労継続支援B型については、事業所の新体系への移行に伴い、平成24年度に利用量が大幅に増加しました。今後、特別支援学校卒業生や生活介護から移行する人のニーズは高くなる可能性があります。利用量は市内事業所の定員に比例するものと考えられます。

図表3-13 就労継続支援（B型）の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
計 画	人日／月	0	88	438	67	117	117
	人	0	4	20	4	7	7
実 績	人日／月	1	0	33	236	483	988
	人	1	0	5	18	39	57
対計画比	%	—	0.0	7.5	352.2	412.8	844.4
1人平均利用日数	人日	1.0	—	6.6	13.1	12.4	17.3
事業所数	か所	1	—	2	7	14	—

（注）各区年度の実績は1か月あたりの平均

【サービス量の見込み】

これまでの利用実績を参考に、本市の福祉施設の利用者、特別支援学校卒業生、精神科病院退院者等を勘案して、次のとおりとしました。

図表3-14 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数（日／月）	980	1,022	1,050
利用者数（人）	70	73	75

【サービス量の確保策】

既存の事業者との連携によりサービスは確保できると考えます。

## (7) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の支援を医療機関併設の施設で受ける事業です。

### 【これまでの実績】

療養介護については、平成24年度以降1人が利用しています。市内に提供事業所はありません。

図表3-15 療養介護の計画と実績

区分	単位	第2期			第3期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
計画	人日/月	0	0	0	30	30	30
	人	0	0	0	1	1	1
実績	人日/月	0	0	0	28	31	31
	人	0	0	0	1	1	1
対計画比	%	—	—	—	93.3	103.3	103.3
1人平均利用日数	人日	—	—	—	28.0	31.0	—
事業所数	か所	—	—	—	1	1	—

(注) 各区年度の実績は1か月あたりの平均

### 【サービス量の見込み】

これまでの利用実績を考慮して、次のとおりとしました。

図表3-16 療養介護の見込量

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数(日/月)	30	30	30
利用者数(人)	2	2	2

### 【サービス量の確保策】

既存の事業者との連携によりサービスは確保できると考えます。



(8) 短期入所

短期入所とは、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が、入浴、排せつおよび食事の介護等を受ける事業です。

【これまでの実績】

介護者が病気の場合などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける短期入所については、計画に比べ利用人数が多くなっていますが、1人あたりの月平均利用日数が少ないため利用量は計画値を下回っています。

図表3-17 短期入所の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
計 画	人日/月	35	28	30	69	69	69
	人	8	7	8	9	9	9
実 績	人日/月	58	51	67	45	53	43
	人	23	24	20	17	14	12
対計画比	%	165.7	182.1	223.3	65.2	76.8	62.3
1人平均利用日数	人日	2.5	2.1	3.3	2.6	3.8	3.6
事業所数	か所	9	10	10	7	7	—

(注) 各区年度の実績は1か月あたりの平均

【サービス量の見込み】

これまでの利用実績を考慮して、次のとおりとしました。

図表3-18 短期入所の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数(日/月)	45	45	45
利用者数(人)	13	13	13

【サービス量の確保策】

既存の事業者との連携によりサービスは確保できると考えます。

### 3 居住系サービス

地域における障がいのある人の居住の場の整備を検討するとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所または病院の入院から地域生活への移行を進めます。

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人が共同生活を行う住宅です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。以前は、介護を要しない人を対象としたグループホームと介護を要する人を対象とする共同生活介護（ケアホーム）に区分されていましたが、平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化が図られました。

#### 【これまでの実績】

共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）の利用者は、増加傾向にあります。

共同生活援助は、5人前後の利用で推移しています。共同生活介護は徐々に増加しており、市内施設が3か所となった平成24年度からは16・7人の利用となっています。

図表3-19 共同生活援助・共同生活介護の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	
共同生活援助 共同生活介護	計 画	人	11	13	16	15	18	22
	実 績	人	14	14	17	22	20	22
		人日／月	291	338	423	498	536	662
	対計画比	%	127.3	107.7	106.3	146.7	111.1	100.0
共同生活援助 （グループホーム）	計 画	人	6	6	9	4	6	6
	実 績	人	6	4	4	5	4	22
		人日／月	144	103	130	112	120	662
	対計画比	%	100.0	66.7	44.4	125.0	66.7	—
事業所数	か所	5	4	4	5	4	—	
共同生活介護 （ケアホーム）	計 画	人	5	7	7	11	12	16
	実 績	人	8	10	13	17	16	※
		人日／月	147	236	292	386	416	※
	対計画比	%	160.0	142.9	185.7	154.5	133.3	—
事業所数	か所	5	5	6	7	9	—	

(注) 各区年度の実績は1か月あたりの平均

※共同生活援助に一本化

### 【サービス量の見込み】

平成24年度から平成26年度の利用実績をもとに、福祉施設からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案して、次のとおりとしました。

図表3-20 共同生活援助（グループホーム）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	25	27	29

### 【サービス量の確保策】

現在、市内に3か所（定員12人）整備されていますが、アンケート結果等によると、地域における生活の場としてグループホームを望む声が少なくないことから、新たな整備について、開設時期、運営主体等も含め、関係団体等と協議しながら検討していきます。

## (2) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

### 【これまでの実績】

入所施設の新体系への移行につれて利用量が増加してきています。市内に提供事業所はありません。

図表3-21 施設入所支援の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
計 画	人	12	16	21	23	23	23
実 績	人	11	11	18	24	25	23
対計画比	%	91.7	68.8	85.7	104.3	108.7	100.0
事業所数	か所	8	8	13	15	15	—

（注）各区年度の実績は1か月あたりの平均

### 【サービス量の見込み】

国の基本指針を勘案して、次のとおりとしました。

図表 3-22 施設入所支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	25	25	24

### 【サービス量の確保策】

平成29年度末時点の施設入所支援利用者数は、平成25年度末施設入所者25人から1人（4.0%）減少した24人とします。

## 4 相談支援

相談支援（サービス等利用計画作成）については、平成24年4月の改正障害者自立支援法の施行により、市町村は障害福祉サービス等の支給申請者に対し、サービス等の支給決定前にサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うことが定められました。地域移行や地域定着についての相談支援の充実を図るため、地域移行支援および地域定着支援が設けられました。

### 【これまでの実績】

主に、たかはま障がい者支援センターにおいて実施しています。現在のところ、地域移行および地域定着の利用実績はセンターが事業指定を受けていないためありません。

図表 3-23 相談支援の計画と実績

区 分	単 位	第 3 期			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	
計画相談支援 (サービス等利 用計画作成)	計 画	人	6	6	6
	実 績	人	0	152	84
	対計画比	%	0.0	2,533.3	1,400.0
地域移行支援	計 画	人	1	1	1
	実 績	人	0	0	0
	対計画比	%	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	計 画	人	2	2	2
	実 績	人	0	0	0
	対計画比	%	0.0	0.0	0.0

(注) 各区年度の実績は1か月あたりの平均

### 【サービス量の見込み】

計画相談支援については、障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者数等を勘案して設定しました。地域移行支援・定着支援については、現在、たかはま障がい者支援センターが事業指定を受ける予定がないため、見込なしとしました。

図表3-24 相談支援利用者の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援 (人/月)	2	2	2
地域移行支援 (人/月)	0	0	0
地域定着支援 (人/月)	0	0	0

(注) 新規件数を計上

### 【サービス量の確保策】

平成24年度からサービス等利用計画の作成対象が順次拡大され、平成27年度以降は、すべての支給決定者に対して作成が必要となりました。サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

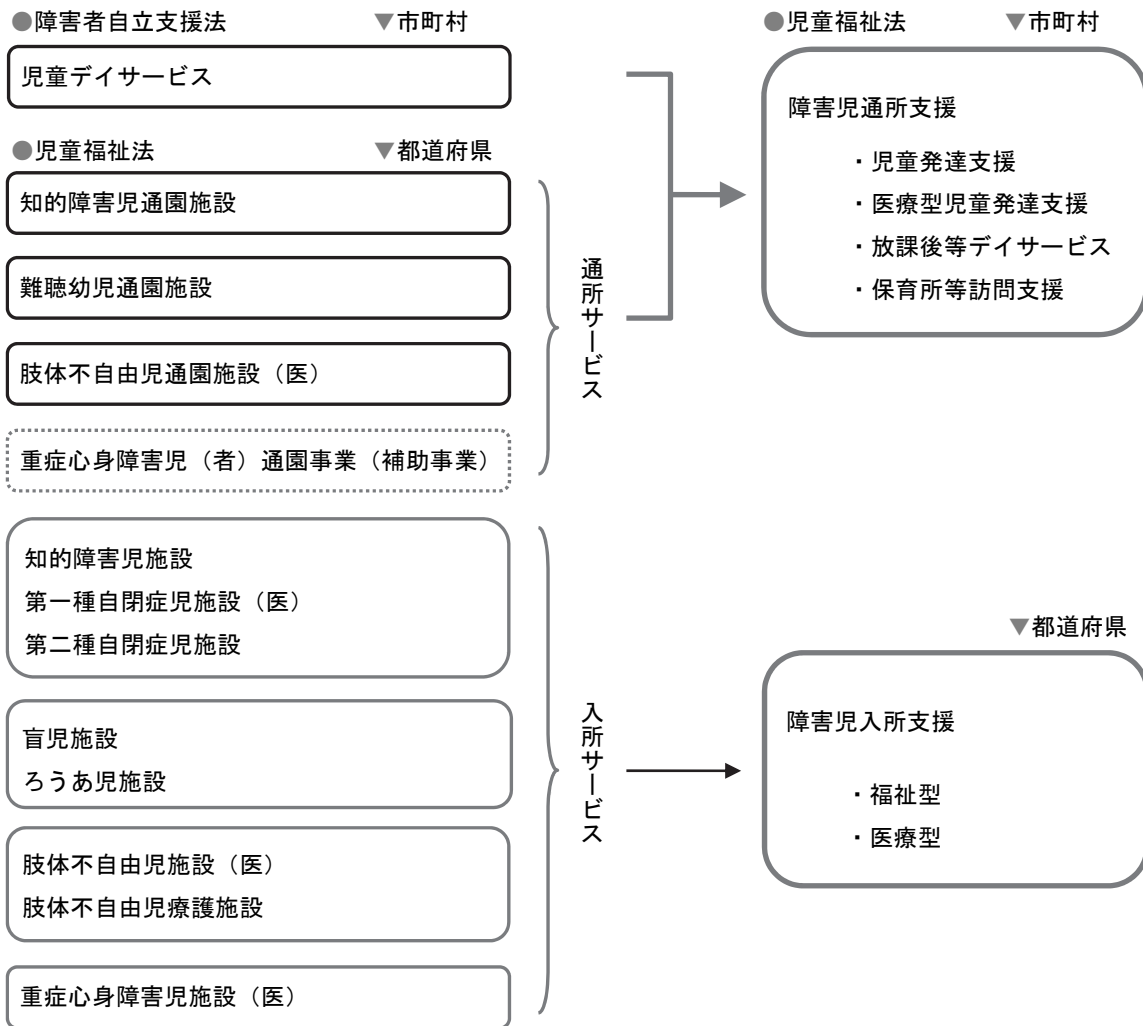
地域移行・地域定着支援については、ニーズが生じた際に市外の指定事業所につなげ、たかはま障がい者支援センターは地域の受け皿を探したり、移行後の相談支援等のサポート対応をしていきます。

## IV 障がい児に対するサービスの見込量と確保策

### 1 障がい児に対するサービスの概要

平成23年5月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、平成24年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援(児童発達支援等)」、入所による支援は「障害児入所支援(障害児入所施設)」に一元化されました。また、18歳以上の障がい児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

図表4-1 障がい児施設・事業の一元化イメージ



(注) (医) とあるのは、医療の提供を行っているものです。

## 2 障害児通所支援

### (1) 児童発達支援

児童発達支援は、身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がいのある子どもや、地域の障がいのある子ども、その家族に対して、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うものです。

#### 【これまでの実績】

児童発達支援の平成24年度と平成25年度の利用実績をみると、1人あたりの平均利用日数が増加しているため、利用人数に変化はありませんが、利用量は増加しています。

図表4-2 児童発達支援の実績

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
実績	人日/月	39	59	82
	人	7	7	7
1人平均利用日数	人日	5.6	8.4	11.7
事業所数	か所	4	3	—

(注) 各区年度の実績は1か月あたりの平均

#### 【サービス量の見込み】

見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

図表4-3 児童発達支援の見込量

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数 (か所)	4	4	4
利用者数 (人)	7	7	7
利用延回数 (回/月)	85	90	95

#### 【サービス量の確保策】

利用者のニーズに応じ、新たに児童発達支援に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

### (2) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、児童発達支援および治療を行うものです。

#### 【これまでの実績】

これまで利用実績はありません。

### 【サービス量の見込み】

これまでに利用実績はなく、また、市内にサービス提供事業所がなく、近隣でも少ないことから、本計画期間には利用の見込みはないと考えます。

図表 4-4 医療型児童発達支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人)	0	0	0
利用延回数 (回/月)	0	0	0

### (3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。

### 【これまでの実績】

放課後等デイサービスの平成24年度と平成25年度の利用実績をみると、1人あたりの平均利用日数が増加しているため、利用量は増加しています。また、平成26年度にサービス提供事業所が増えたことから、利用量・人数ともに大幅に増加しています。

図表 4-5 放課後等デイサービスの実績

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
実 績	人日/月	26	45	236
	人	13	13	34
1人平均利用日数	人日	2.0	3.5	6.9
事業所数	か所	7	7	—

(注) 各区年度の実績は1か月あたりの平均

### 【サービス量の見込み】

見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

図表 4-6 放課後等デイサービスの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人)	35	36	37
利用延回数 (日/月)	245	252	259

### 【サービス量の確保策】

利用者のニーズに応じ、新たに放課後等デイサービスに取り組む事業所の参入の促進に努めます。



#### (4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、保育所等を利用中又は利用する予定の障がいのある子どもが通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や便宜を供与するものです。

##### 【これまでの実績】

これまで利用実績はありません。

※本市では、こども発達センターの専門職等が各保育所、幼稚園、小学校に年2回巡回訪問し、現場での支援を行っています。

##### 【サービス量の見込み】

これまでに利用実績はなく、また、市内にサービス提供事業所がなく、近隣でも少ないことから、本計画期間には利用の見込みはないと考えます。

図表4-7 保育所等訪問支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人)	0	0	0
利用延回数 (日/月)	0	0	0

### 3 障害児相談支援

障害児相談支援とは、障がいのある子どもが障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、利用開始以降一定期間ごとにモニタリング等の支援を行うことです。

#### 【これまでの実績】

たかはま障がい者支援センターにおいて実施しています。

図表 4-8 障害児相談支援の実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
利用者数 (人)	0	20	22

#### 【サービス量の見込み】

障害児通所支援の利用児数等を勘案して、次のとおりとします。

図表 4-9 障害児相談支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	1	1	1

(注) 新規件数を計上

#### 【サービス量の確保策】

引き続き、たかはま障がい者支援センターにおいて障害児相談支援事業を実施していきます。

## V 地域生活支援事業の見込量と確保策

### 1 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表 5-1 実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	
	成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> <li>・成年後見制度法人後見支援事業</li> </ul>
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
地域活動支援センター事業		
任 意 事 業	日中一時支援事業	
	訪問入浴サービス事業	
	身体障害者用自動車改造費助成事業	
	障害者自動車運転免許取得費助成事業	

## 2 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、イベント等をはじめとする障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

### (3) 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

#### 【これまでの実績】

平成24年度までは、市直営の地域包括支援センター内に障害者相談支援事業所を設置するとともに、部分的に高浜市社会福祉協議会に委託して実施していましたが、平成25年度からは高浜市社会福祉協議会に全面的に委託し、総合的・継続的な相談支援体制を構築しました。また、平成23年度から就労を含めた地域生活を総合的に調整する総合コーディネーターを配置し、相談支援の機能強化を図りました。

相談支援の相談件数の推移をみると、平成22年度以降、2千件台で推移していましたが、新たな相談体制となった平成25年度は3,535件に増加しました。相談支援の内容をみると、「福祉サービスの利用等」と「不安の解消・情緒不安定」が多くなっています。

図表5-2 相談支援事業等の実績（延べ相談件数）

区 分	単 位	第2期			第3期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
相談支援	件	6,062	2,859	2,056	2,413	3,535	5,367
臨床心理士による相談	件	83	120	120	125	36	40
手話通訳者による相談	件	73	60	40	49	20	54
身体障害者相談員による相談	件				6	10	6
知的障害者相談員による相談	件				14	8	7

図表 5-3 相談支援の内容

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
福祉サービスの利用等	件	1,060	1,432	2,099
健康・医療	件	361	435	895
不安の解消・情緒不安定	件	1,241	1,223	1,659
家族関係・人間関係	件	768	241	317
就労	件	182	310	397

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

① 障害者相談支援事業

たかはま障がい者支援センターにおいて、当事者およびその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、制度・サービスの周知活動、障がいのある人の権利擁護のための情報提供・利用促進等の援助を行います。

図表 5-4 相談支援事業等の見込み（延べ相談件数）

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	か所	1	1	1
	件	5,400	5,450	5,500
	基幹相談支援センター 設置の有無	無	無	無
	住宅入居等支援事業 実施の有無	無	無	無
臨床心理士による相談	件	45	51	57
手話通訳者による相談	件	55	57	59
身体障害者相談員による相談	件	7	7	7
知的障害者相談員による相談	件	8	8	8

図表 5-5 相談支援の内容別見込み

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉サービスの利用等	件	2,124	2,143	2,164
健康・医療	件	645	651	657
不安の解消・情緒不安定	件	1,814	1,831	1,847
家族関係・人間関係	件	357	361	364
就労	件	460	464	468

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

必要な専門的職員を配置し、相談支援を必要とする困難ケースへの対応、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言など、相談支援事業が適正・円滑に実施されるよう、地域の相談機能の強化を図ります。

③ 地域自立支援協議会

地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業、各種サービスを総合的に調整・推進します。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、事業の普及に努めます。

図表 5-6 成年後見制度申立て利用見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用見込量（件）	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

【これまでの実績】

第3期までは、コミュニケーション支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者または要約筆記者の派遣や市の相談窓口到手話通訳者等を設置して相談支援を行っていました。

図表5-7 コミュニケーション支援事業の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
手話通訳者 設置事業	計 画	人/年	1	1	2	1	1	1
	実 績	人/年	1	1	1	1	1	1
	対計画比	%	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0
手話通訳者 派遣事業	計 画	人/年	7	7	7	7	7	7
	実 績	人/年	8	3	4	3	5	3
	対計画比	%	114.3	42.9	57.1	42.9	71.4	42.9
要約筆記者 派遣事業	計 画	人/年	1	1	1	1	1	1
	実 績	人/年	1	1	1	0	0	0
	対計画比	%	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

今後も、障がいのある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

図表5-8 意思疎通支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者設置事業実設置者数 (人)	1	1	1
手話通訳者派遣事業実利用件数 (件)	3	3	3
要約筆記者派遣事業実利用件数 (件)	1	1	1
合 計 (人/年)	4	4	4

(5) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されています。

【これまでの実績】

ストーマ装具、紙おむつなどの排せつ管理用具の利用が多くなっています。

なお、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、市単独事業として行っているため、日常生活用具給付等事業としての実績はありません。

図表5-9 日常生活用具費支給事業の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
①介護・訓練支援用具	計 画	件/年	3	3	4	9	9	9
	実 績	件/年	10	7	4	1	2	2
	対計画比	%	333.3	233.3	100.0	11.1	22.2	22.2
②自立生活支援用具	計 画	件/年	8	8	8	12	12	12
	実 績	件/年	5	14	8	5	4	2
	対計画比	%	62.5	175.0	100.0	41.7	33.3	16.7
③在宅療養等支援用具	計 画	件/年	1	1	1	12	12	12
	実 績	件/年	7	14	8	6	4	3
	対計画比	%	700.0	1400.0	800.0	50.0	33.3	25.0
④情報・意思疎通支援用具	計 画	件/年	4	5	6	7	7	7
	実 績	件/年	8	6	2	7	1	3
	対計画比	%	50.0	120.0	33.3	100.0	14.3	42.9
⑤排せつ管理支援用具	計 画	件/年	766	996	1,295	615	707	813
	実 績	件/年	290	721	693	701	721	775
	対計画比	%	37.9	72.4	53.5	114.0	102.0	95.3

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。計画期間の見込量は、次のとおりとし、利用者のニーズに応じて給付します。

図表5-10 日常生活用具給付件数の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具(件/年)	3	3	3
自立生活支援用具(件/年)	5	5	5
在宅療養等支援用具(件/年)	6	6	6
情報・意思疎通支援用具(件/年)	4	4	4
排泄管理支援用具(件/年)	805	835	865



(6) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成する事業です。

【これまでの実績】

平成25年度は、手話奉仕員養成研修に7人参加しました。

図表5-11 手話奉仕員養成研修の実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
利用者数（人）	6	7	18

【これからの事業展開とサービス量見込み】

聴覚障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、今後も、手話奉仕員の養成を進めます。

図表5-12 手話奉仕員養成研修の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	15	15	15

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。なお、視覚障がいのある人は、同行援護を利用することになっています。

【これまでの実績】

利用者数に大幅な増加はありませんが、1人あたりの平均利用時間数が長くなってきているため利用時間数は年々増加しています。

図表5-13 移動支援事業の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	
利用時間数	計 画	時間／年	2,992	3,288	3,614	5,844	6,083	6,335
	実 績	時間年	2,769	4,326	5,353	6,558	6,610	7,176
	対計画比	%	92.5	131.6	148.1	112.2	108.7	113.3
利用人数	計 画	人／年	47	52	57	80	83	87
	実 績	人／年	51	78	73	83	80	80
	対計画比	%	108.5	150.0	128.1	103.8	96.4	92.0
1人平均利用時間数		時間	54.3	55.5	73.3	79.0	82.6	89.7

**【これからの事業展開とサービス量の見込み】**

移動支援事業の周知に努め、障がいのある人の外出、社会参加を支援していきます。見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

図表5-14 移動支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	85	87	90
利用延時間（時間／年）	7,391	7,612	7,840

**(8) 地域活動支援センター事業**

障がいのある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障がいのある人の地域における自立生活と社会参加の促進する事業です。

**【これまでの実績】**

地域活動支援センターは、従前の障害者デイサービスや精神障害者地域生活支援センターが新体系に移行したもので、市内にはありません。

図表5-15 地域活動支援センターの計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	
利用者数	計 画	人	10	13	13	13	13	13
	実 績	人	5	3	3	2	2	2
	対計画比	%	50.0	23.1	23.1	15.4	15.4	15.4
事業所数	計 画	か所	4	5	5	5	5	5
	実 績	か所	4	4	4	4	4	4
	対計画比	%	100.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0

**【これからの事業展開とサービス量の見込み】**

既存の事業所を活用して実施していきます。見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

図表5-16 地域活動支援センター事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	3	3	3
事業者数（か所）	4	4	4

### 3 任意事業

#### (1) 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、障がいのある人や障がいのある子どもに活動の場を提供し、その家族の一時的な休息を図るため、日中、日常生活上の必要な支援を行う事業です。

#### 【これまでの実績】

障がいのある人等の日中における活動の場を確保する日中一時支援事業を実施しています。平成25・26年度にサービス提供事業所が増えたことから、利用人数が増加しています。

図表5-17 日中一時支援事業の計画と実績

区 分	単 位	第2期			第3期			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
利用者数	計 画	人	30	32	34	46	46	46
	実 績	人	38	46	50	56	48	70
	対計画比	%	126.7	143.8	147.1	121.7	104.3	152.2
事業所数	計 画	か所	5	5	5	6	6	6
	実 績	か所	5	5	6	7	10	16
	対計画比	%	100.0	100.0	120.0	116.7	166.7	266.7

#### 【これからの事業展開とサービス量の見込み】

既存の事業所を活用して実施していきます。見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

図表5-18 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数 (か所)	17	18	19
利用者数 (人)	72	74	76

(2) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人等に対する訪問入浴サービスです。

【これまでの実績】

各年度とも5人前後の利用で推移しています。

図表5-19 訪問入浴サービス事業の計画と実績

区 分		単 位	第2期			第3期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
利用者数	計 画	人	2	2	2	5	5	5
	実 績	人	4	6	4	5	4	5
	対計画比	%	200.0	300.0	200.0	100.0	80.0	100.0

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

既存の事業所を活用して実施していきます。見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

図表5-20 訪問入浴サービス事業の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人)	5	5	5

(3) 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がいのある人が自動車を改造する場合に要する経費の一部を助成する事業です。

【これまでの実績】

各年度とも2～3人のわずかな利用で推移しています。

図表5-21 身体障害者用自動車改造費助成事業の計画と実績

区 分		単 位	第2期			第3期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
利用者数	計 画	人	1	1	1	1	1	1
	実 績	人	1	0	3	2	3	1
	対計画比	%	100.0	0.0	300.0	200.0	300.0	100.0

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

今後も、身体障がいのある人の社会参加を促進するために継続して実施していきます。見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

図表 5-22 身体障害者用自動車改造費助成事業の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人)	1	1	1

(4) 障害者自動車免許取得費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許を取得する場合に要する経費の一部を助成する事業です。

【これまでの実績】

各年度ともわずかな利用で推移しています。

図表 5-23 障害者自動車免許取得費助成事業の計画と実績

区 分	単 位	第 2 期			第 3 期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
利用者数	計 画	人	1	1	1	1	1
	実 績	人	0	0	1	1	0
	対計画比	%	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0

【これからの事業展開とサービス量の見込み】

今後も、身体障がいのある人の社会参加を促進するために継続して実施していきます。

見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

図表 5-24 障害者自動車免許取得費助成事業の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人)	1	1	1

## VI 計画の推進について

### 1 計画の推進体制

#### (1) 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が地域において安心した生活を営むことができる人にやさしい街づくりのための施策および障がいのある人ができる限り自立した日常生活を営み、社会への参加を実現するための施策を調査審議するため、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会を設置しています。

審議会の所掌事務は、障がい者福祉の基本施策に関することであり、本計画および障がい者福祉計画の策定並びに進捗管理も担っています。今後も、本市における障がい者施策の基本的な方向性を本審議会において検討していきます。

#### (2) 市民と行政の協働による計画の推進

障がいのある人や高齢者をはじめ地域福祉の課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民によるさまざまな支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、本計画の推進にあたっては、広く市民に協力を求め協働による施策の展開を目指します。

#### (3) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進し、障がいのある人や高齢者を地域全体で見守り、支援する地域包括ケアシステムの構築を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化します。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県および圏域内の市と連携して推進していきます。

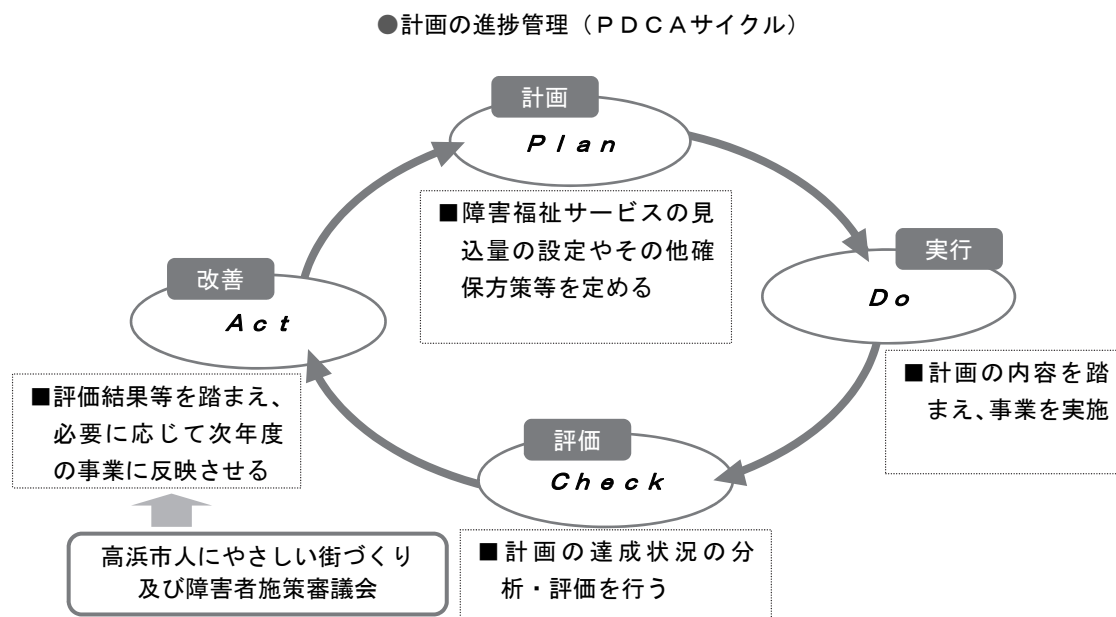
#### (4) 庁内体制の整備

本計画は、いわゆる福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、介護保険・障がいグループおよび福祉まると相談グループが中心となって福祉部内はもとより関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

## 2 計画の進捗管理

共生社会の実現のため、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。

計画の進行管理については、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会を中心に行っています。



## 資料

### ○用語解説

#### [あ行]

**アスペルガー症候群** 社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害。各種の診断基準には明記されていないが、全IQが知的障がい域でないことが多く「知的障がいがない自閉症」として扱われることも多い。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、2013年の改訂により、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。

**育成医療** 身体障がいのある児童の健全な育成を図るため、障がいのある児童に対し行われる生活の能力を得るために必要な公費負担医療をいう。育成医療は、児童福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

**意思疎通支援事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業。

**一般就労** 障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

**移動支援事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、屋外での移動が困難な障がいのある人の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目

的として、外出のための支援を行う事業。

**医療型児童発達支援** 上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行う事業。医療型児童発達支援は、医療型児童発達支援センター(平成24年度以前の肢体不自由児通園施設)あるいは医療機関が提供するサービスである。

**インフォーマルサービス** 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点が特徴といえる。

#### [か行]

**共同生活援助** ⇒ グループホーム

**居住系サービス** 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。居住系サービスとは、その住まいの場をいい、施設入所支援、グループホームが該当する。

**居宅介護(ホームヘルプ)** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされている。

**グループホーム(共同生活援助)** 障害者



総合支援法に定める障害福祉サービスの1つであるグループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

**訓練等給付** 障害者総合支援法に定める自立支援給付に位置づけられている地域生活への移行や一般就労への移行等をめざすサービスの総称。訓練等給付は、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）及びグループホーム（共同生活援助）で構成されている。

**権利擁護** 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

**更生医療** 身体障がいのある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体障がいのある人に対し行われるその更生のために必要な公費負担医療をいう。更生医療は、身体障害者福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

**行動援護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいう。移動の場合も利用できる。

[さ行]

**サービス利用計画** 介護給付等を受ける障

がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービスを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する人等を定めた計画をいう。介護保険のケアプラン（介護サービス計画）と同様のものである。

**支援費制度** 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき平成15年度から身体障がいのある人、知的障がいのある人及び障がいのある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

**施設入所支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるサービスである。施設入所支援は、障害者支援施設で行われる。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間や休日のサービスのことをいう。平日の日中は、日中活動系サービスを利用する。

**児童発達支援** 就学前の障がいのある児童が身近な地域で質の高い療育を通所で受けることができる事業をいう。平成24年度以前の児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、重症心身障害児（者）通園事業が、児童発達支援となった。児童発達支援は、児童福祉施設として定義された福祉型児童発達支

援センターと、障がいのある児童が身近な場所でサービスを受けられる児童発達支援事業がある。

**児童福祉法** 昭和22年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。

**自発的活動支援事業** 障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業の一種で、障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業をいう。具体的には、ピアサポート、障がいのある人等の災害対策活動や見守り活動、社会活動、ボランティア活動等を支援する事業である。

**重度障害者等包括支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みである。報酬は、サービスの種類等にかかわらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できる。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連

絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはならないため、現在のところ、このサービスに対応できる事業所は少ない。

**重度訪問介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスである。

**就労移行支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされている。

**就労継続支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、A型とB型の2種類がある。

**就労継続支援（A型）** 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

**就労継続支援（B型）** 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

**手話通訳者** 重度の聴覚障がいのある人・重度の言語障がいのある人と障害のない人との意思伝達を援助する人。手話通訳

者の公的な資格を手話通訳士という。

**障害支援区分** 障がいのある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の支援の度合を示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分1から区分6などを判定する。平成25年度までは、障害程度区分とっていた。

**障害児相談支援** 児童福祉法の障害児通所支援を申請した障がいのある児童に、サービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行うことをいう。

**障害児通所支援** 障害のある児童が通所して受けるサービスをいい、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の4種類がある。

**障害児入所支援** 児童福祉法に定める重度の障がいのある児童が入所して受けるサービスをいう。障害児入所支援には、福祉型と医療型がある。

**障害者基本法** 昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した法律。基本的理念として、①すべて障がい者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②すべて障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障がいのある人の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国及び地方公共団体等の義務を定めている。

**障害者自立支援法** 障がいのある人の福祉

サービス等の給付等について定めた法律。

平成25年4月からは、障害者総合支援法に名称変更された。⇒ 障害者総合支援法

**障害者総合支援法** 障害者自立支援法は、平成25年4月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

**障害福祉計画** 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村及び都道府県は、平成18年6月厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」という）に即して、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、等を定めることとされている。障害福祉計画は3年毎に評価し、新たな計画を定めなければならない。

**障害福祉サービス** 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障

害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活支援（グループホーム）とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

**障害保健福祉圏域** 広域的に障がい者福祉施策を推進する1つの単位。愛知県の障害保健福祉圏域は、名古屋・海部・尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部・知多半島・西三河北部・西三河南部東・西三河南部西・東三河北部・東三河南部の12圏域で、本市は、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の6市で構成する西三河南部西圏域に属している。

**自立訓練** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、機能訓練と生活訓練の2種類がある。

**自立訓練（機能訓練）** 病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

**自立訓練（生活訓練）** 病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人・身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必

要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

**自立支援** 障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。

**自立支援医療** 身体障がいのある人のための「更生医療」、障がいのある児童のための「育成医療」及び精神障がいのある人のための「精神通院医療」の総称。自立支援医療は、障害者総合支援法の自立支援給付に位置づけられている。

**自立支援給付** 障害者総合支援法に定める自立支援給付は、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具に大別される。

**生活介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。

**成年後見制度** 判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、また

は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

**成年後見制度利用支援事業** 自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行う事業。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う。

**相談支援** 障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

[た行]

**短期入所（ショートステイ）** 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が短期間入所する障害福祉サービスをいう。

**地域移行** ⇒ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

**地域活動支援センター** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等

の便宜を供与する施設。

**地域自立支援協議会** 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会。地域自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

**地域生活支援拠点** グループホーム又は障害者支援施設に、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会の場（ひとり暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を集約した拠点をいう。地域生活支援拠点は、障害者総合支援法（基本指針）で、平成29年度までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つを整備するとしている。

**地域生活支援事業** 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができる」とされている。

**同行援護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、移動に著しい困難がある視覚障がいのある人が、同行す

るガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

**特別支援学校** 特別支援教育を受ける学校のこと。特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・身体虚弱の児童を対象とする。平成18年度までは、養護学校という名称であった。

#### [な行]

**難病** 難病とは特定の疾患群を指す医学用語ではないが、昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、としている。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(130疾患)及び関節リウマチ)とされていたが、平成27年1月から151疾病に拡大された。

**日常生活用具** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業として定められている日常生活用具は、次の6種類に大別された。

**介護・訓練支援用具** 特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある児童が訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**自立生活支援用具** 入浴補助用具、聴覚

障がい者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**在宅療養等支援用具** 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**情報・意思疎通支援用具** 点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**排泄管理支援用具** ストマ装具その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**居宅生活動作補助用具** 障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

**日中一時支援事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、障がいのある人が日中活動する場を設け、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。従来の日帰りショートステイはこれに該当する。

**日中活動系サービス** 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所で提供さ

れるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障がいのある人も利用できる。

[は行]

**発達障がい** いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくない。個人差がとても大きいという点が、発達障がいの特徴といえる。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に分類される。

**福祉施設の入所者の地域生活への移行** 長期の入所が常態化している施設入所支援利用者が、グループホーム、一般住宅等での生活へ移行することをいう。

**保育所等訪問支援** 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、2週間に1回程度保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスをいう。利用を希望する保護者が、事業所に直接申し込むこともできる。

**放課後等デイサービス** 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

**訪問系サービス** 障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

**訪問入浴サービス** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、常時介護を必要とする重度の障がいのある人の自宅を訪問して行う入浴サービスをいう。

**補装具** 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するものという3つの要件をすべて満たすものである。従来は、身体障害者福祉法及び児童福祉法により定められていた。障害者総合支援法では、従来日常生活用具であった重度障害者用意思伝達装置が補装具とされ、補装具であったストマ用装具や一本杖等が日常生活用具とされたなど補装具と日常生活用具の給付対象品目の見直し、整理があったが、多くは従前の補装具の種目と同じである。

[や行]

**要約筆記者** 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がいのある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚障がいのある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障がいのある人に伝達するものである。

[ら行]

**療育手帳** 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。愛知県においては、A判定(重度)、B判定(中度)及びC判定(軽度)の3種類となっている。療育手帳を所持することにより、知

的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

**療養介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を受ける事業である。このサービス利用者は、病院入院者である。



高浜市第4期障がい福祉計画  
〈障害福祉サービスの見込量とその確保策〉

平成27年3月

発行 高浜市 福祉部 介護保険・障がいグループ

〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目165番地

いきいき広場内

TEL 0566-52-9871

FAX 0566-52-7918

E-mail [kaigo@city.takahama.lg.jp](mailto:kaigo@city.takahama.lg.jp)

本書は再生紙を使用しています。